

滋賀県 介護支援専門員法定研修の一部が
教育訓練給付制度の対象となりました



 教育訓練給付制度とは

働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給される制度です。

特定一般教育訓練…最大で受講費用の50%（上限25万円）

一般教育訓練…最大で受講費用の20%（上限10万円）

 支給対象となる滋賀県介護支援専門員法定研修

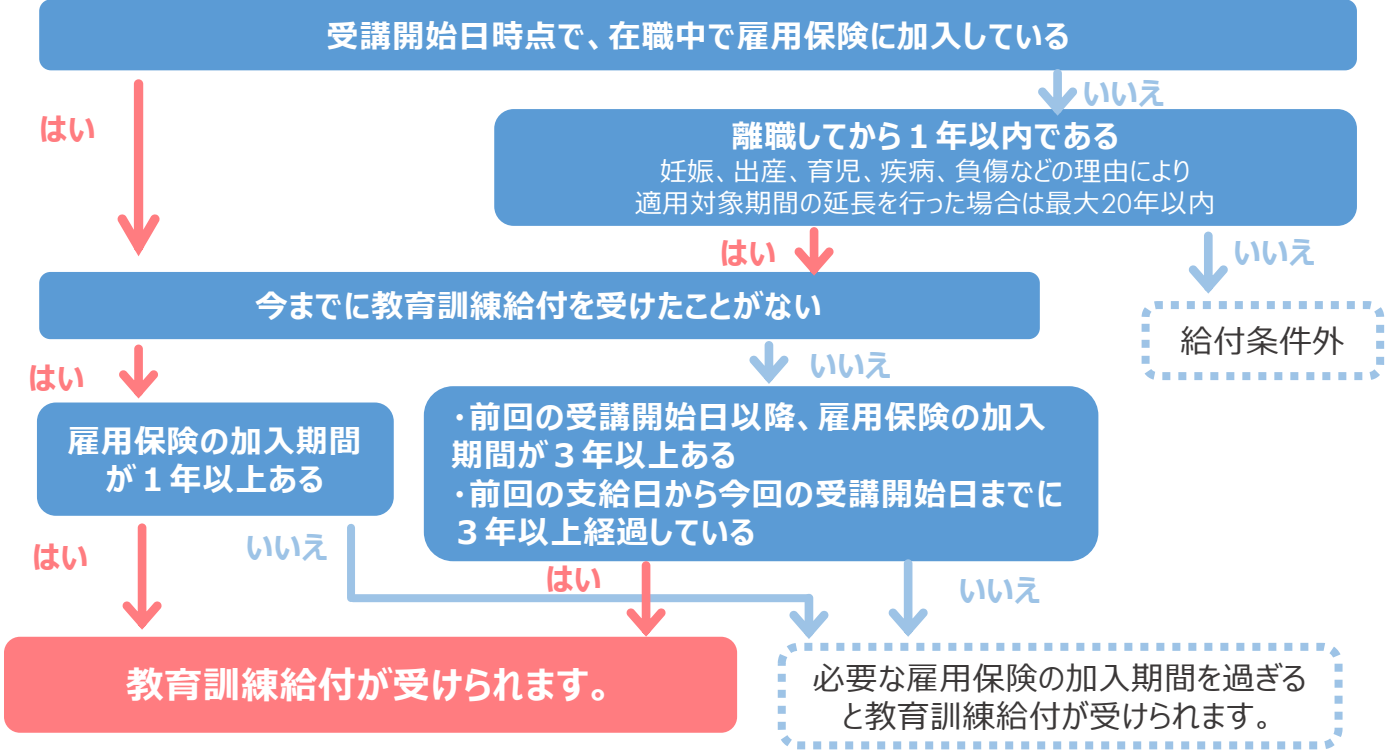
研修名	教育訓練の種類	指定番号
実務研修	特定一般教育訓練	2522004-2420013-2
更新研修Ⅱ（実務未経験）	特定一般教育訓練	2522004-2420023-5
再研修	特定一般教育訓練	2522004-2420033-8
現任研修（専門課程Ⅰ）	一般教育訓練	2522004-2510012-2
更新研修（専門課程Ⅰ）	一般教育訓練	2522004-2510022-5
主任介護支援専門員更新研修	一般教育訓練	2522004-2510032-8

※主任介護支援専門員研修につきましては、滋賀県社会福祉協議会へお問い合わせください。

 給付条件

教育訓練給付を受けるには条件があります。パート・アルバイト・派遣労働者の方も対象です。

※自己負担額が20,005円を下回る場合は支給対象になりません。



ハローワークで支給要件の照会ができます。制度の詳細はお住まいの地域のハローワークにお問い合わせください。



給付手続き

支給申請は、**研修修了日の翌日から起算して1か月以内に、住居所管轄の公共職業安定所（ハローワーク）**で行う必要があります。

また、**申請に必要な書類は各自でご用意いただく必要があるため**、制度チラシや厚生労働省HPをご確認いただき、詳細については管轄の公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

厚生労働省 HP



教育訓練給付制 度について (申請書類等)



ハローワーク 一覧



県への 提出物



手続きの流れ

※申請を希望される方は必ずご確認ください

特定一般教育訓練

一般教育訓練

訓練前キャリアコンサルティング

ハローワーク、キャリア形成・リスキング支援センターで受けることができます。

受給資格確認

受講開始日の2週間前までに、住居所管轄のハローワークに申請。電子申請も可能です。

研修受講

⚠ 研修最終日の2週間前までに必ず

「教育訓練修了証明書等交付願」および返信用封筒を滋賀県へ提出
返信用封筒は角2サイズで特定記録郵便の料金分切手を貼付してください。

研修修了、教育訓練修了証明書等の受領

研修終了後1週間程度で滋賀県より教育訓練修了証明書や
領収書などの書類を送付します。

支給申請

研修終了日の翌日から**1か月以内**に、住居所管轄のハローワークにて行う。

※給付条件や手続きの詳しい内容は、**住居所を管轄するハローワークへお問い合わせください。**

令和7年3月 滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係作成
TEL : 077-528-3597

